

参考2-2

●指定第2類医薬品注意喚起表示の例

指定第2類医薬品をご購入のみなさまへ

指定第2類医薬品は、第2類医薬品のうち、特別の注意が必要なお薬になります。

ご使用前に必ず使用上の注意の『してはいけない』項目をご確認の上、ご使用ください。

また、ご不明な点やご懸念がある場合については、お気軽に近くの薬剤師又は登録販売者まで、ご相談ください。



〇〇薬局
ご購入後のご相談はこちらまで
03-1234-5678

※薬局開設者は、指定第2類医薬品を販売する場合は、需要者が「当該指定第2類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第2類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨」を確実に認識できるようにするために必要な措置を講じなければならないこととなっています。

掲載先：https://nichiyaku.info/assets/uploads/member/iyaku/default_20220916_03.ppt

●要指導医薬品・第1類医薬品のお知らせチラシ

要指導医薬品
第1類医薬品

をお買い求めの皆様へ。
大切なお知らせです。

市販薬のうち、**要指導医薬品・第1類医薬品**に区分されるものは、**効果もありますが、それだけリスクも高い薬**です。特に要指導医薬品は医師が処方する薬から市販薬にかわったばかりの医薬品などが含まれており、慎重に使っていただくことが大切です。

そのため、**薬剤師が、薬を使用する方の安全のために、次の事項をお伺いすることが、法令により定められています。**

販売の際には、少しお時間をいただきますが、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

薬をお求めの際、下記の事柄を確認いたします。

- 要指導医薬品について、**使用するご本人であることを確認**します。
- 使用される方の、**年齢や性別、妊娠・授乳の有無等、他の薬の使用状況、症状、受診の状況、副作用の経緯**をお伺いします。
- 薬を使用する際の**注意点を、巻頭でわかりやすく説明**します。
- 説明後、ご理解いただけたか、**他に質問がないか、確認**します。
- 増量した薬剤師の氏名や登録番号を**お伝えし、購入後も相談**を期します。

厚生労働省 / 日本薬剤師会 / 日本チェーンドラッグストア協会 / 日本保険薬剤師協会

※需要者に対し、要指導医薬品、第1類医薬品を購入の際には、薬剤師から確認があることや確認事項を知らせるチラシです。

チェック欄が空欄になっているので、説明時のチェックリストとしてもお使いいただけます。

掲載先：https://nichiyaku.info/assets/uploads/member/iyaku/default_20220916_05.pdf

●市販薬の乱用防止ポスター

その使い方大丈夫?



市販薬を**危険**な使い方をしていると
薬物依存症になる恐れがあります。

薬の使い方について、**薬剤師に相談**してませんか?



日本薬剤師会

※需要者に対し、市販薬の濫用防止の観点から適正販売・適正使用を知らせるポスターです。

掲載先：https://nichiyaku.info/assets/uploads/member/iyaku/default_20220916_07.pdf